

物 件 調 書

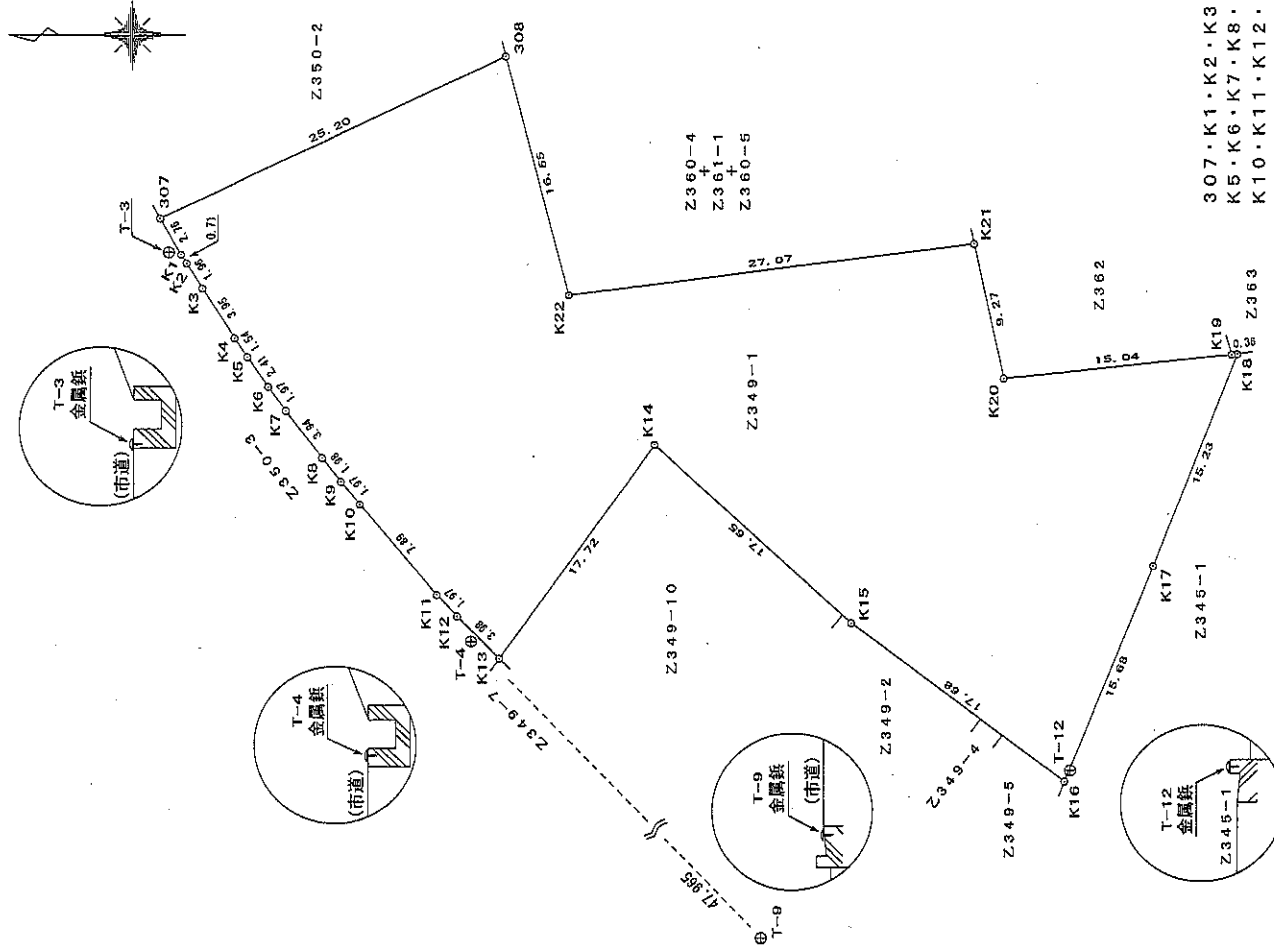
				物 件 番 号	2
所 在 地	今治市国分一丁目乙349番1		予 定 価 格		8,882,731円
面 積	1468.22㎡	現況地目	雑種地	形 状	不整形
台 帳 面 積	1468.22㎡	台帳地目	雑種地		
接面道路の 幅員及び構造	北西側市道 久積上徳線 幅員 (5.8m) (幅約0.5mの水路を介し、等高約1m高く接面)				
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化調整区域			
	建築基準法	用途地域	—	高度地区	—
		斜線制限	—	日影制限	—
		建ぺい率	70%	容 積 率	200%
その他の法律	消防法	—	その他法規制	—	
私道の負担等 に関する事項	負担の 有 無	無	負担の 内 容		
供 給 処 理 施 設 の 状 況	事 業 所 名		電 話 番 号		
	電 気	可	四国電力(株)今治営業所		0898-32-3980
	上 水 道	可	今治市水道総務課		0898-36-1576
	下 水 道	不可			
	都市ガス	不可			
交 通 機 関 (距離は道路距離)	バ ス	国分橋停留所		約 970m	
	鉄 道	J R 予讃線伊予富田駅		約 2,100m	
公 共 施 設 (距離は道路距離)	市 役 所	北 西 方	約 5,000m	金融機関	南 西 方 約 1,000m
	桜井中学校	南 方	約 2,600m	商業施設	南 西 方 約 1,000m
	国分小学校	南 東 方	約 1,100m		
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地は、都市計画法に基づく市街化調整区域となっており、原則として、開発行為及び建築行為を行うことができません。建築物を建築するには、都市計画法第29条（開発行為の許可）又は同法第43条（開発行為を受けた土地以外の土地における建築等の制限）の許可を受けなければなりません。 この許可を受けるためには、同法第33条（開発許可の基準）及び同法第34条に適合していなければなりません。※ この件に関する詳細については、今治市 建設部 都市政策局 都市政策課に、お問い合わせください。 ・敷地内に上水道管の引き込みはありません。 ・この物件の地下埋設物調査、地盤調査及び地質調査は行っていません。地下埋設物の内容・量については、不明です。 				

※ 物件調書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物件番号 2

明細図

国分一丁目



Z360-4
Z361-1
Z360-5

307・K1・K2・K3・K4・
K5・K6・K7・K8・K9・
K10・K11・K12・K13
平成26年5月19日
都用地第40号